

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

令和3年12月

(LIBOR 関連抜粋)

[主要行]

## LIBOR からの移行対応について

- LIBOR は、米ドルの一部テナーを除き、12 月末に停止されるが、9 月末基準の簡易調査結果やこれまでのモニタリングを通じて、大半の契約については 12 月末までに移行対応が完了すると想定している。しかしながら、現時点において、移行対応が必要な既存契約全てについて対応が完了したわけではないことから、引き続き対応をお願いする。
- 現在、12 月末基準での「第 3 回 LIBOR 利用状況調査」に協力いただいているが、その結果も踏まえ、金融庁・日本銀行は、引き続き連携して、2022 年 1 月以降も残存する一部の既存契約や、シンセティック円 LIBOR を利用する取引についてモニタリングを継続する予定である。2022 年 1 月以降、残存契約の適切な管理に加え、フォールバック条項の発動に伴う金利切替など、公表停止以降に必要な対応についても、計画的に実施していただきたい。
- また、2023 年 6 月末に公表停止が予定されている米ドル LIBOR の一部テナーについて、米当局は、2022 年 1 月以降の新規取引での利用は、一部例外を除き原則停止することを求めており、米当局の指針に則って計画的に移行対応を進めていただきたい。